

様式第1号(第5条関係)

入 札 公 告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6及び常陸大宮市財務規則(平成3年大宮町規則第21号)第119条の規定に基づき、次のとおり普通財産の売払いに係る一般競争入札について公告する。

令和7年8月6日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

1 一般競争入札に付する物件

【物件番号1-1】

- (1) 所 在 土 地) ①常陸大宮市山方字駒形平3326番2
②常陸大宮市山方字駒形平3333番1
③常陸大宮市山方字駒形平3334番4
建 物) ④常陸大宮市山方字駒形平3326番地2, 3333番地1
(平成9年3月10日新築)
- (2) 地 目 ①宅地
②雑種地
③雑種地
構 造 ④木造かわらぶき平家建
- (3) 地 積 ①707.26m²
②274m²
③165m²
床面積 ④113.44m²
- (4) 予定価格 5,510,000円

2 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していないもの
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの

- (5) 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- (6) 市税等を滞納している者

3 入札説明書等の配布場所及び期間

- (1) 配布場所 常陸大宮市 総務部 財政課
- (2) 配布期間 令和7年8月6日から令和7年8月21日まで
(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとする。)

4 入札参加申込受付の期間及び場所

- (1) 提出期間 令和7年8月8日から令和7年8月21日まで
(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとする。)
- (2) 提出場所 常陸大宮市 総務部 財政課
- (3) 入札参加申込書等は、持参又は郵送による提出とする。
※郵送提出の場合は、令和7年8月21日必着とする。

5 現地説明会

- (1) 日 時 令和7年8月18日午前10時00分～午前10時30分
※当日参加できない場合は、別日で対応可
- (2) 場 所 現地

6 入札書提出先及び期間

- (1) 提出先 常陸大宮市 総務部 財政課
- (2) 期 間 令和7年8月28日から令和7年9月9日まで
- (3) 入札書は、持参又は郵送による提出とする。
※郵送提出の場合は、令和7年9月9日必着とする。

7 入札の執行日及び場所

- (1) 日 時 令和7年9月10日 午前10時
- (2) 場 所 常陸大宮市役所 302会議室 (3階)
- (3) 入札参加者の立会いは求めない。

8 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5に相当する金額(円未満切り上げ)を入札開始前までに納付しなければならない。

9 落札者の決定

- (1) 落札者は、開札した結果、予定価格以上の価格で、かつ、最高の価格を提示した者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。
- (3) 落札が無効となったときは、次順位の最高の価格を提示した者を落札者とする。

10 入札の無効

常陸大宮市普通財産売払事務取扱要綱(平成22年常陸大宮市訓令第32号)第11条に該当する入札は無効とする。

11 契約不履行

落札者が、落札決定の日から7日以内に売買契約を締結しない場合(市長が特に認める場合を除く。)は、その落札は無効とする。

12 契約に関する事項

(1) 契約保証金

落札者(契約の相手方)は、売買契約の締結時までに契約金額の100分の10に相当する金額(円未満切り上げ)を納付しなければならない。

(2) 買入れ土地の用途制限

落札者は、買入れた土地を次に掲げる目的の用に供してはならない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する使用

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物の処理

(3) 契約費用等の負担

落札者は、売買契約の締結に要する費用を負担するものとする。

(4) 契約書の作成及び売払い代金支払い方法

売買契約の締結は、市が作成する契約書により行い、売払い代金は、市の発行する

納入通知書により指定する期限までに納付すること。